

山中湖村トレーラーハウス等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、風光明媚な山中湖村の風致景観を重視し、後世に引き継ぐべき自然財産を保持し、リゾート地としての利用と保護の観点から、トレーラーハウス等を設置し、事業を行うもの（以下「事業者」という。）に対して、必要な事項を定めて指導を図ることを目的とする

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) トレーラーハウス等とは、トレーラーハウスその他類似したグランピング施設をいう。
- (2) トレーラーハウスとは、車輪を有する移動型住宅で固定されてなく、原動機を備えた車両等により牽引されるものをいう。また、随時かつ任意に移動できるものであるため電気及び水道・ガス等の系統設備は工具を用いずに脱着できる構造とする。

(事前協議)

第3条 村内にトレーラーハウス等の持込み事業を行おうとする事業者は、内容、規模、色分け、期間等について事業着手の前に村と協議（第1号様式）を行うものとする。なお、付随した工作物・建築物に対しても協議の対象とし、色分けについては、山中湖村景観計画を準用するものとする。

- 2 村長は、協議に基づき、事業者に対して協議通知書（第4号様式）により通知する。

(届出)

第4条 前条の規定により事業を行おうとする事業者は、協議が整った事案について、事業着工の30日前までにトレーラーハウス等設置届出書（第3号様式）を村に届け出なければならない。

(変更)

第5条 事業者は、第3条第2項の通知書を受け取った後に事業を変更する場合は、村に事前協議書（第2号様式）を提出して協議するものとする。

(報告)

第6条 トレーラーハウス等の設置を完了したときは、設置後7日以内にトレーラーハウス等設置完了届(第5号様式)を村に届け出なければならない。

(調査)

第7条 村は、必要に応じて事業執行状況を調査することができる。事業者は、この調査に立ち会わなければならない。なお、調査により改善を要する事項を確認したときは、事業者に対し必要な措置及び指導ができる。

(撤去)

第8条 トレーラーハウス等の撤去を行ったときは、撤去後7日以内にトレーラーハウス等廃止届(第6号様式)を村に届け出なければならない。

(生活環境整備)

第9条 事業者は、トレーラーハウス等からの廃棄物等(ごみ)の処理方法について、村と協議するものとし、その指示に従うものとする。

- 2 事業者は、防災対策等危機管理の徹底を図ることとする。
- 3 事業者は、大気汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害が発生しないよう対策をとることとする。

(指導)

第10条 第4の規定により届け出た設置期間を過ぎ、トレーラーハウス等を定置している場合は、村は事業者に対し指導を行うことができる。

- 2 建築基準法(昭和25年法律第201号)上、建築物に該当するもの及び建築物とみなすことのできるトレーラーハウス等については、村は、是正指導を行うことができる。

附則

(施工期日)

1 この告示は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施工の日前から村内でトレーラーハウス等を設置し、事業を行っている事業者は施工の日から90日以内に届出を行うものとする。